

生産行程管理業務規程

作成日 平成29年12月22日

更新日 令和6年9月10日

1 作成者

住所（フリガナ）：イワテケンニノヘシジョウボウジマチシモマエダ
（〒028-6892）岩手県二戸市浄法寺町下前田37-4

名称（フリガナ）：イワテケンジョウボウジウルシセイサンクミアイ
岩手県浄法寺漆生産組合

代表者（管理人）の氏名：組合長 泉山義夫

ウェブサイトのアドレス：

<https://jobojiurushi-seisankumiai.com>

2 農林水産物等の区分

区分名：第38類 漆類

区分に属する農林水産物等：荒味漆、生漆

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：浄法寺漆（ジョウボウジウルシ）、Joboji Urushi

4 明細書の変更

岩手県浄法寺漆生産組合は法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）採取方法の確認

岩手県浄法寺漆生産組合は、漆掻きシーズン開始までに生産者から「漆生産量調査回答書」を提出させ、その記載内容から、生産者が明細書に記載の採取方法を遵守しているか否かを確認する。

なお、記載事項に虚偽が疑われる場合には、岩手県浄法寺漆生産組合は現地調査を実施する。

（2）出荷規格及び最終製品の確認

岩手県浄法寺漆生産組合は、集荷した荒味漆又は生漆について、浄法寺漆認証委員会（県及び二戸市が共同で設置した漆の品質認証機関。以下「認証委員会」という。）が品質等の基準について審査を行い適合した漆の樽等の容器ごとに発行される「浄法寺漆認証書」の写しを生産者に提出させ、その記載内容から、生産者が明細書に記載の出荷規格を遵守しているか否かを確認する。

また、認証委員会から「浄法寺漆認証書」とあわせて発行される「浄法寺漆認証ラベル」が最終製品の樽等の容器に貼付されているかを確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 岩手県浄法寺漆生産組合は、生産の方法が明細書に記載のとおりに行われていない場合には、生産者に対して指導した上で警告を発して是正を求める。

なお、警告を発したにも関わらずこれに従わない場合には、岩手県浄法寺漆生産組合は生産者からの荒味漆又は生漆の出荷を受け入れない。

また、岩手県浄法寺漆生産組合は、明細書に記載の出荷基準を満たさない荒味漆又は生漆については、「浄法寺漆」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

(2) 岩手県浄法寺漆生産組合は、生産者に対し、講習会等の説明機会を毎年設け、明細書に記載の採取方法や出荷規格等の各基準の遵守徹底を図るものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 岩手県浄法寺漆生産組合は、出荷の際に、明細書に記載の採取方法や出荷規格等の各基準をいずれも満たしている荒味漆又は生漆についてのみ、地理的表示である「浄法寺漆」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。また、地理的表示である「浄法寺漆」及び登録標章を使用している出荷用樽等についても確認する。

(2) 岩手県浄法寺漆生産組合は、出荷の際に、以下の荒味漆又は生漆があるか否かを確認する。

①明細書に記載の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「浄法寺漆」及び登録標章が使用されている荒味漆又は生漆

②地理的表示である「浄法寺漆」のみが使用されている荒味漆又は生漆

③登録標章のみが使用されている荒味漆又は生漆

④地理的表示である「浄法寺漆」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている荒味漆又は生漆

8 地理的表示等の使用の指導

岩手県浄法寺漆生産組合は、上記7の確認の際に、以下の表示を確認した場合は、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、岩手県浄法寺漆生産組合は当該生産者を除名等ができるものとする。

①明細書に記載の各基準を満たしていない荒味漆又は生漆に、地理的表示である「浄法寺漆」及び登録標章が使用されている場合

②地理的表示である「浄法寺漆」のみが使用されている場合

③登録標章のみが使用されている場合

④地理的表示である「浄法寺漆」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

なお、岩手県浄法寺漆生産組合は、生産者に対し、講習会等の説明機会を毎年設け、地理的表示である「浄法寺漆」の適正な使用について遵守徹底を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

岩手県浄法寺漆生産組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後、一か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した「生産行程管理業務実績報告書」
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として以下の資料
岩手県浄法寺漆生産組合が作成した「検査記録（浄法寺漆認証一覧）」（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の「明細書」
- (4) 提出時における最新の「生産行程管理業務規程」

10 実績報告書等の保存

岩手県浄法寺漆生産組合は前記9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を岩手県浄法寺漆生産組合の事務所にその提出の日から5年間、保存するものとする。

- ①「漆生産量調査回答書」
- ②「浄法寺漆認証書の写し」

11 連絡先

